

使用者の私宅近辺の駅における街宣活動等の正当性

藤木貴史

一橋大学大学院博士後期課程

はじめに

今日、いわゆるコミュニティ・ユニオンが存在感を増しており、企業外における組合活動の重要性もまた増大している。組合活動の権利については従来、研究の中心が企業内部の組合活動に置かれてきたことは否定しがたく、企業外における組合活動の法理についてはなお検討の余地がある。本判決は、産業横断的な労使関係を志向して活動している労働組合が企業外で行なった街宣活動等に対する、企業および使用者個人の損害賠償請求・差止め請求を認めており、企業外における組合活動の正当性の範囲についての重要な素材を提供しているので、以下に考察する。

一 事案の概要

1 当事者

控訴人（原審被告）は、全日本建設運輸連帯

労働組合関西地区生コン支部（以下、Y）である。被控訴人（原審原告）は、①株式会社ミトミ（以下、X₁社）、②有限会社ミトミ建材センター（以下、X₂社）、および、③X₁社取締役・X₂社代表取締役のX₃である。X₁社は土木建築工事の請負等を目的とする株式会社、X₂社は生コンクリートの製造等を目的とする有限会社である。X₁社とX₂社は、本店所在地・事務所を同じくし、取締役も共通している一方、出向契約および運送委託契約を締結しているため、実質的に同一の会社ではないと認定されている。なお、X₁社代表取締役は訴外Aであり、X₃とは夫婦として同じ居宅で暮らしていた。

2 本件以前にかかる紛争の状況

YとX₁社との間では平成一九年ごろから、X₁社従業員かつY組合員であった訴外Bらの解雇をめぐる紛争が生じていた^{①②③}。また、Y組合とX₁社との間では、平成二〇年一月より、X₁社従業員である訴外CがY組合に加入し、団体交渉を申し入れたことにもなう不当労働行為をめ

ぐる紛争が生じていた。本件における各組合活動（一三に記述）が行なわれる以前に、大阪府労働委員会は、X₁社による行為の一部を不当労働行為と認定していた^④。

3 本件における組合活動

(1) Yは、平成二四年一月一日から三月二日にかけて、X₁社およびX₂社代表取締役の請負工事現場または取引先周辺において、拡声器を用いて、各一〇分から三〇分程度、計一六回の街宣活動行為を行なった（以下、本件街宣行為）。その内容は、①X₁社の嫌がらせによりCが適応障害を発症したこと、②X₁社は不当労働行為の認定を受けたにもかかわらずその後もこれを継続していること、③X₁社が訴外T市の公共事業に参入しているが、違法行為をしていると認定された業者を公共工事に参入させることは禁止されており、市政に問題があること、であった。

(2) またYは、平成二四年一月一日午前八時から二〇分間、X₃自宅から二四〇m離れた阪急武庫之荘駅前ロータリーにおいて、関係者二〇名程度を集めてシュプレヒコールを行なった（以下、本件シュプレヒコール）。その内容は、「X₁は不当労働行為をやめろ」「X₁は組合員の生活権を破壊するな」「X₁は人権侵害をやめろ」というものであった。

(3) さらにYは、平成二四年七月一日、X₁社およびX₂社代表取締役の取引先「甲組」を訪問して同社社員にビラを配布した（以下、本件ビラ配布）。その内容は、X₁社が従業員に対する

嫌がらせを行なっていること、それにより適応障害を発症した従業員の復職を拒んでいることを摘示するものであった。

以上を受けて、X₁社、X₂センターおよびX₃は、Yに対して、組合活動の差止めを請求する仮処分を申し立てた。大阪地裁がこれを認容したため、Yは保全異議を申し立てたが、大阪地裁は原決定を認可した。その後X₁社、X₂センターおよびX₃は、本訴を提起し、差止めと共に損害賠償を請求した。大阪地裁はこれを認容した。これに対してYが控訴したのが本件である。

二 判旨 控訴棄却

1 違法性について

本件街宣行為は、X₁社の社会的評価の低下を招き営業を妨害するものといえ、またX₂センターは取引先から取引の継続を躊躇する旨を伝えられており、X₂センターの営業を妨害するものといえる。さらに、本件シユプレヒコールは、X₁社の社会的評価の低下を招くとともに、X₃の生活の平穩を侵害する。他方、本件ビラ配布は、配布回数が一回に過ぎず甲組の営業自体に対する影響がほとんどないうえ、X₁社・X₂センターが甲組に対し反論や経緯の説明が可能であったことからすると、甲組をして取引を躊躇させるものとは言えず、X₁社・X₂センターの営業を妨害するものとはいえない。

2 違法性阻却の基準

組合活動は、使用者等の権利・利益を侵害する場合であっても、「その目的、必要性、態様、使用者に与える影響その他の事情を総合考慮し、社会通念上相当と認められる正当な範囲内のものである限り、違法性を欠くといふべきである。そして、この場合、その行為が使用者等の社会的評価を低下させる内容の表現行為であるときには、当該表現行為において摘示され、又はその前提とされた事実が真実であるか、真実と信じたことにつき相当の理由（以下「真実相当性」という。）があるか否かも、重要な要素になるものと解される」。

(1) X₁社との関係について（本件街宣行為）

本件街宣行為の態様は、「がなり立てるものではないとはいえず……必ずしも平穩とは言えない」。表現の内容は、X₁社が「不当労働行為の認定を受けたという限りでは真実であるが」、その具体的内容は真実ではなく、X₁社が不当労働行為を継続しているとする点も真実性・真実相当性は認められない。むしろ、不当労働行為と認定されていない行為をあえて摘示していることにも鑑みると、「X₁社を殊更に貶めようとする意図をうかがわせる」。そして、Yの街宣活動が開始された時期や、X₁社が公共事業に参入した証拠がないこと、「街宣活動が……同一現場において連続して行われていること」も考慮すると、「その目的は、X₁社に対する大阪府

労働委員会の命令の存在や公共工事の参入の事実を市民に訴えて世論を喚起するというYの主張するようなものではなく、単に、……X₁社の名誉や社会的信用を貶めるとともに、その取引先に対して執拗な嫌がらせを行うことによつて営業を妨害すること自体にあるものと認められるが相当」であり、正当な組合活動とは認められない。

(2) X₂センターとの関係について（本件街宣行為）

「労働組合の組合活動であっても、組合員の使用者ではなく、殊更にその関連会社や取引先等の第三者を標的としてその権利や法律上保護される利益を侵害するものは、原則として社会通念上相当と認められる正当な範囲内の組合活動とはいえず、違法性が阻却されることはないといふべきである。……街宣活動は、殊更にX₂センターを標的としたものといふことができ」したがって、正当な組合活動とは認められない。

(3) 本件シユプレヒコールについて

「労使関係の問題は基本的には労使関係の場（領域）で解決されるべきであり、労働組合の組合活動であっても、使用者の経営者等の私宅やその周辺等の私生活の領域に立ち入り、その平穩を害する行為は、原則として社会通念上相当と認められる正当な範囲内の組合活動とはいえず、違法性が阻却されることはないといふべきである。

Yによるシユプレヒコールは、X₃の自宅から約二四〇mという相当程度離れた距離で行われており、その内容も攻撃的・扇情的であつたり侮辱的であつたりするものではないものの、横断幕の記載等に照らし、その目的は、別件地位確認等請求訴訟においてYら敗訴の控訴審判決が言い渡されたことを受けて、X₁社やAに対して嫌がらせを行い、その社会的評価を低下させること自体にあつたものともうかがわれ、少なくとも、元日の朝という特に生活の平穩を尊重すべき日時においてこれを行うべき必要性は認められない。これらを総合考慮すると、正当な組合活動とは認められない。

三 検討

1 本判決の特徴

(1) 事案の特徴

本判決の事案の特徴は、次の二点にある。第一に、本件は、私宅前ではなく、私宅から二四〇m離れた駅ロータリーにおいて街宣活動を行なつた事案である。従来、市民活動的手法を用いた組合活動は、使用者の私宅の眼前で行なわれることが多かつた。しかし、本件シユプレヒコールはそれらと異なり、駅ロータリーという公共性の高い場所で行なわれている。また第二に、本件は、組合員と直接雇用関係がある会社のみならず、密接な関係にある別会社の現場や

取引先をも対象として、組合活動が行なわれた事案である。

(2) 判旨の特徴

本判決は、諸種の組合活動が（市民法上）違法と評価されるかをまず判断したうえで、違法の可能性のある組合活動については、利益衡量を行なつて違法性が阻却されるか否かを判断している（判旨2）。こうした判断枠組み自体はオーソドックスなものであり、考慮すべきとされている利益衡量の要素——主体、目的、態様、表現内容の真实性——も、おおむね通説的理解に沿つたものといえる。

本判決と、原判決との最大の相違点は、本件ビラ配布の評価にある。原判決は、本判決と同様に利益衡量という枠組みを採りながらも、本件ビラ配布は「取引先に迷惑をかけ、X₁らの営業権を侵害することを認識しながら」行なわれたものであるとだけ述べ、その違法性を容易に肯定していた。これに対し、本判決は、ビラ配布の回数、およびX₁社・X₂センターの反論可能性という実態に即して違法性を否定しており、妥当な判断であると思われる。損害賠償額も、本件ビラ配布の違法性が否定されたことを反映して、原判決から減額されている。

しかし、本判決が、事実関係に即した適切な利益衡量を、本判決全体において必ずしも一貫して行なつてはいない点は支持できない。すなわち、利益衡量という判断枠組みが実際に適用されているのは、判旨2(1)——X₁社の現場等に

対する本件街宣行為の正当性を判断する箇所——においてのみである。判旨2(2)——X₂センターの現場等に対する本件街宣活動の正当性——は、会社が「使用者」性を持つか否かという観点から、判旨2(3)——本件シユプレヒコールの正当性——は、組合活動が「労使関係の場（領域）」で行なわれたか否かという観点から、それぞれ違法性を判断しており、実態に即した利益衡量を行なつていない。加えて、判旨2(1)も、真に実質的な利益衡量を行なつたといえるか疑問がある。総じて、本判決は、本件街宣行為および本件シユプレヒコールに対し、当該行動が団体行動権により保障される組合活動であるかという視座からの利益衡量を適切に行なつていない。以下、各行為について具体的に考察する。

2 本件街宣行為についての検討

(1) 学説・判例の傾向

本件街宣行為は、X₁社およびX₂センターの現場や取引先近辺でなされた組合活動である。学説の多数は、「この種の団体行動の正当性は、大衆的示威行動のそれにより決せられ、諸行動の免責が結論付けられるべきである」とする立場を採用している。

これに対して裁判例は、おおむね、当該行為が出荷妨害行為等の実力行使をともなうか否かで態度を変えてきた。すなわち、判例は、実力行使をともなう場合には、使用者側からの差止め・損害賠償を比較的容易に容認する一方で、

実力行使をとまわらない純粹な言論活動の場合、基本的には使用者側からの差止め・損害賠償請求等を棄却する傾向にある。ただし、最高裁は、出向先に赴いて出向先の敷地内で情宣を行なったケースにおいて、情宣活動を理由とする懲戒処分を肯定しており、実力行使をとまわらない組合活動であればだちに正当性が認められるというわけではない。

前記判例の傾向に照らすと、本件街宣行為は、取引先への情宣活動であり、かつ業務妨害行為がない類型の行為であるといえる。したがって、本件街宣行為が正当な組合活動であると認定されなかったことは、前述の裁判例の傾向からは外れている。では、この逸脱はなぜ生じたのか。以下、X₁社との関係で判断された判旨2(1)と、X₂センターとの関係で判断された判旨2(2)とを、それぞれ批判的に検討する。

(2) 判旨2(1)の検討

判旨2(1)の特徴は、告知内容や組合活動開始時期などを重視し、組合活動の目的をX₁社への嫌がらせと認定している点にある。すなわち本判決は、組合活動の評価に際して「殊更に貶めようとする意図」を強調することで、組合活動の正当性を否定している。しかし、この判旨の論理には少なくとも三つの問題がある。

第一に、本判決が、利益衡量に際して、組合活動の意図・目的を過大評価している点である。憲法学の通説の見解によれば、「労働基本権の保障は、劣位にある労働者を使用者と対等の立

場に立たせることを目的」としており、労働法学においても、団体行動権を保障する趣旨は、組合員の生存権的生活利益の維持・向上のための圧力手段を承認する点にあるとする見解が有力である。これらの見解を敷衍すれば、団体行動権保障の趣旨は、結果として生存権的利益の維持・向上をもたらすような行動の保護にあるのであって、労働者の望ましい意図をとまわらない行動のみを保護することにはない、と解される。労働組合が使用者に対し自主的・対抗的性格を有する団体である以上、団体行動に際して使用者に対しネガティブな感情をいつさいもたない場合はむしろ稀であろう。したがって、前記見解を前提とすれば、仮に「殊更に貶める」意図が併存したとしても、そのことを理由として組合活動の正当性を否定するべきではない。むしろ、そうした場合であっても、広く社会一般に対し、企業の問題を知らしめる態様の組合活動であると外形的に判断できれば、原則として正当性を肯定すべきである。

第二に、真実相当性の判断を高裁が自ら行なわず、府労委の事実認定をもってこれに代えている点である。本判決は、Yの主張するX₁社の不当労働行為のうち、実際に府労委で不当労働行為と認定された行為が、ごく一部に過ぎない点を重視している。しかし、X₁社による嫌がらせがあったとYが主張することが許されるかという問題は、X₁社の行為が不当労働行為と認定できるかという観点からではなく、Yの行為が組合活動の一環として許容されるかという観点

から判断されるべき問題である。したがって、不当労働行為が該当性と同様の評価視角によって、真実相当性を判断することはできない。本判決が、府労委がYの主張の一部しか不当労働行為と認定していないことをもって、ただちに、真実相当性がないとする点には賛成できない。

第三に、組合活動の態様を文脈から離れて評価している点である。組合活動の態様の法的評価は、単に抽象的に平穏といえるか否かではなく、具体的な不利益を惹起する危険性があるか否か、という観点からなされねばならない。かかるに、本件において、X₁社の取引先がX₂社に対して具体的に取引の継続を躊躇する旨を表明した等の具体的な事実が認定されていない。実態に即した利益衡量といえるか、疑問が残る。

(3) 判旨2(2)の検討

判旨2(2)の特徴は、「組合員の使用者ではない第三者を殊更に標的として権利利益を侵害する組合活動は、原則として正当でない」という規範命題に依拠している点にある。これにより、本件街宣行為は、使用者を相手方としていない違法な行為として処理され、X₂センターの被侵害利益との関係では実質的な利益衡量がなされなかった。本判決がこうした規範命題を採用したのは、会社の「使用者性」を問題とする先行判例にならったためではないかと推測される。しかし、当該先例に対しては、「使用者ではない相手方に対する組合活動が、それを理由に法的保護を受けなくなるとも限らない」とす

る有力な批判がある。仮に「使用者性」の有無により組合活動の正当性を判断するとしても、組合活動権を行使しうる相手方としての「使用者」は、発注企業・派遣先企業、親会社・グループ会社等も含み、不当労働行為の相手方としての「使用者」よりも広い、と考える学説の立場を支持したい。

本件においてX₂センターは、X₁社と三名の取締役を同じくし、また本社事務室もX₁社と同じ部屋であるなど、「密接な関係」にあったことが不当労働行為法上認定されている。このことに鑑みれば、裁判所はX₁社の場合と同じく、X₂センターの被侵害利益とYの本件街宣行為との利益衡量を行なうべきであったと思われる。

3 本件シュプレヒコールについての検討

(1) 裁判例の傾向

従来、裁判において使用者の生活の平穏が問題となった事案では、自宅に赴き面会を求めたり、自宅の眼前でシュプレヒコール・演説を行なったりといったケースがほとんどであった。これらの例に当たらない場合、裁判所は差止め請求・損害賠償請求を棄却している。こうした判例の傾向を整理するに際しては、本判決で用いられた「労使関係の問題は基本的には労使関係の場（領域）で解決されるべき」という表現（以下、便宜上α説示と呼ぶ）および、「労働組合の組合活動であっても、使用者の経営者等の私宅やその周辺等の私生活の領域に立ち入り、

その平穏を害する行為は、原則として社会通念上相当と認められる正当な範囲内の組合活動とはいえず、違法性が阻却されることはない」との表現（以下、便宜上β説示と呼ぶ）に着目することが有益である。

α説示が最初に裁判例に登場したのは、平成三年の大阪地裁決定である。この決定において、α説示は——私宅近辺での組合活動を違法とする論理を導くためではなく——あくまで、利益衡量の結果として組合活動が社会的相当性を有する場合は正当な組合活動となる、という規範を導くための呼び水として用いられていた。その後、大阪地裁判決などにおいてこの表現が散見されるが、利益衡量を通じて組合活動の正当性を決定するという判断基準は維持されていた。

この状況は、平成一六年の東京・中部地域労働者組合（街宣活動）事件・東京地裁判決で変化した。東京地裁は、α説示に続けて、β説示に類似した表現を用いて、「企業経営者の住居の平穏や地域社会における名誉・信用という具体的な法益を侵害しない」組合活動のみが正当性を有すると述べた。この論理は最終的に最高裁で是認され、それ以降——河内長野衛生事業所事件判決など、いくつかの例外はあるものの——私生活領域での組合活動の正当性を原則否定する立場が主流化していった。

(2) 学説の概観

学説は、こうした裁判例の傾向に賛成し、組

合活動の正当性を否定する立場（否定説）と、使用者の強度の背信性や、使用者が会社に出ないといった特段の事情が存在するなどの条件付きで組合活動の正当性を肯定する立場（部分的肯定説）に二分されている。否定説の論者らは、その根拠として、使用者の私生活の平穏や、組合と無関係な使用者家族の平穏を保護する必要があることを強調する。これに対して、部分的肯定説の論者らは、その根拠として、活動場所により組合活動の憲法上の根拠が二者択一に変化するの是不合理であることや、労働組合が対抗的な労使関係において行なう組合活動を、一般的な市民の言論活動と同列に扱うの是不適当であることを指摘している。

(3) 判旨2(3)の検討

筆者は、「労使関係の問題は基本的に労使関係の場（領域）で解決されるべき」とする本判決の命題には賛成できない。第一に、最高裁は、企業内部の組合活動について許諾説の立場を採り、組合活動を著しく制約してきた。一方において、労使関係の場たる企業においては使用者の許諾なくして組合活動が許されず、他方において、企業外での組合活動が例外的にしか認められないとすれば、使用者の意に反する組合活動を行ないうる余地は著しく縮減することになる。現在の判例の状況を前提とするならば、本判決の命題は説得力を欠くと言わざるをえない。

また第二に、たしかに、経営者の「人格権」（名誉権、平穏な生活を送る権利）は重要であ

るから、組合活動権もこれらとの利益衡量を免れない。しかし、この制約は、組合活動の場所が「私的領域」であるがゆえに生じるのではなく、活動が経営者の「人格権」を制約するがゆえに生じる。正当な組合活動の判断枠組みを「場所」で区切る必然性はない。

さらに第三に、仮に α 説示を前提として承認したとしても、そこからただちに、私生活領域での組合活動は原則違法という結論を導くことには、論理の飛躍がある。使用者と直接交渉することのみならず、使用者の不当性を広く社会に対してアピールすることを通じて間接的に使用者に圧力をかけることも、組合員の地位向上という目的に適う限り、団体行動権（組合活動権）と評価される余地はある。とくに、本件も含めて、労働組合が企業内部に組織的基盤を持たない場合には、争議行為という圧力手段が必ずしも実効的ではない点は十分に考慮されねばならない。

仮に、 α 説示および β 説示をいずれも是認する立場を採ったとしても、本判決の説示する「私的領域」の範囲は広範に失する。最高裁は、使用者やその家族が利用する駅、商店、病院等の付近におけるビラ配布の事案において、「これらの場所は不特定多数の者が利用する公共の場という側面もある」と判示し、使用者からの損害賠償・差止請求を棄却した原審を肯定している。これに照らせば、本件シュプレヒコールが行なわれた武庫之荘駅も、一種のパブリック・フォーラムとしての性格を有しており、「私

的領域」であるとは言い難い。それゆえ、本件シュプレヒコールを原則として違法であると考えすることはできない。

以上をふまえれば、本件シュプレヒコールの正当性についても、通常の組合活動の場合と同様、①組合活動がなされるに至った経緯、②組合活動の態様・頻度、③告知内容の真実相当性、④使用者に与える影響等の諸事情を総合考慮して判断すべきであった。使用者の「平穏な生活」を享受する権利については、利益衡量の一環として、なんの前触れもない使用者宅への押しかけや、使用者宅をねらい打ちにする態様での組合活動の正当性を否定すれば足りる。

この基準に照らして本件を分析した場合、本件シュプレヒコールは、自宅から「二四〇mという相当程度離れた」駅で二〇分程度行なわれたに過ぎず、自宅を狙い撃ちにする態様とは言い難い。その内容も攻撃的・扇情的・侮辱的とは言いがたいのであり、必ずしも平穏の侵害の程度が高いとは言えない。本件において正当性が否定される決め手となったのは、判示内容から推察するに、組合活動が元日の朝に行なわれたことであつたと思われる。しかし、元日の朝という時間帯は、地域住民が自宅にいる蓋然性の高い時間帯であり、広く企業の問題を市民に知らしめるうえで効果的な時間であることは否定しがたい。以上をふまえると、本件シュプレヒコールの正当性を否定した本判決の判断には疑問がある。

結びにかえて

以上、判旨(2)および(3)について、本判決が総じて組合活動を適切に評価していないことを批判的に考察してきた。最後に、筆者の今後の課題に触れておきたい。本件で問題となった組合活動は、①個人加盟型産別組合が、②公共性の高い場所において、③直接の雇用関係にはない企業をも射程におさめつつ、④市民運動的手法により行なつた、組合活動と特徴づけることができる。今後、必ずしも企業内に強固な基盤を持たない労働組合（コミュニティ・ユニオン等）が、本件の事案類型に類似した組合活動を展開していく可能性は高い。しかし、本判決はこの種の組合活動に厳しい態度を示しており、しかもこの態度は、ひとり本判決に特殊なものというよりは、近時の下級裁判例全体の傾向と軌を一にするように思われる。それゆえ、労働法学説は、この傾向を改めるよう裁判官を説得していく必要がある。

そもそもなぜ、裁判所は、本件街宣行為や本件シュプレヒコールについて、容易に市民法上の違法性を肯定し、また違法性阻却事由の存在を否定したのだろうか。裁判所の価値判断の背後には、突き詰めると、次のような疑念が潜んでいるように、筆者には思われる。なぜ使用者の具体的な生活上の平穏が、「生存権的生活利益」の向上と具体的に関連するかどうかも明確ではない街宣活動やシュプレヒコールに劣後し

なければならぬのか。本件のような態様の組合活動は、結局のところ、大声で暴れて不満を解消しているだけではないのか――。

こうした推測が的はずれではないのだとすれば、団体行動権を保障することが、組合員の私的利益の増進に有益であるのみならず、市民社会一般の公共的利益にも適う、ということ、より具体的かつ説得的に展開していく必要がある。この点についての筆者の試論を述べれば、以下のとおりである。

基礎法学において、日本国憲法は、その起草のときより、資本の自由な運動を許容せず、社会的権力としてこれを規制する経済秩序を前提としている、とする法史学的研究が存在する。また、労働法学においてはすでに、コーポレート・ガバナンスの文脈において、労使関係は、企業という社会的権力をして市民社会における規範を遵守せしめる、一種のモニタリング・システムである、との議論がある。

これらの議論を参考にしつつ、労働組合の組合活動は、社会的権力の制約という公共的利益を達成するために保護された活動である、と構成していくことは、組合活動権の適切な利益衡量を裁判官に迫るうえで、一定の意味があるように思われる。労働組合は、①企業情報へのアクセスが、他の市民団体よりも容易であるうえに、②類型的名目にて、使用者と利害の対立する立場にあり、企業活動を監視しようとする強い動機がある。そこで、労働組合による企業の経済的活動に対する批判は、企業権力を監視し、

一般市民に企業活動に係る情報・問題を広報するための情報源として、公共的利益に資する機能を果たす。それゆえに、組合活動は憲法二八条による特別の保護を与えられている、と解釈することも可能ではないだろうか。

モニタリング機能を媒介として公共的利益を団体行動権に結びつけようとするこの試論は、はなはだ未熟なものである。しかし、裁判所を説得するために、憲法二八条を、私的利益の面からのみならず、公共的利益との関連でより具体的に把握すること――換言すれば、労働基本権（憲法二八条）に伏在するところの、結社・表現の自由の契機（憲法二一条）のいつそうの明確化に努めること――は、筆者自身の今後の課題としたい。

(1) なお、Yの産業別組合としての活動の実態については、大山弘通「労働組合に対する規制・弾圧」季刊・労働者の権利二九四号（二〇一二年）七三頁参照。

(2) Bらの解雇については、有効との判断が確定している。神戸地尼崎支判平二三・七・七判例集未登載。大阪高判平一三・一一・二二判例集未登載。

(3) 大阪府労委命令平二三・二・二八中央労働委員会データベース。これに対し中労委は、平成二四年一月二日に初審を取り消し、X₁社の行為はすべて不当労働行為に該当しないとした（中労委命令平二四・一一・二一中央労働委員会データベース）。その後の取消訴訟において、中労委命令の一部取り消され、X₁社の行為の一部が不当労働

行為に該当するとされた（東京地判平二七・八・二八中央労働委員会データベース）。

(4) ただし、Cの適応障害への労災申請は不認定処分を受けている。

(5) 大阪地決平二四・三・九労働経済判例速報二一六号一〇頁。

(6) 大阪地決平二四・九・二労働経済判例速報二一六号三頁。

(7) 大阪地判平二六・一・三一判例集未登載。

(8) 菅野和夫『労働法（第一〇版）』（弘文堂、二〇一二年）七二二頁、西谷敏『労働組合法（第三版）』（有斐閣、二〇一二年）二六五頁。なお、本評釈は受忍義務説と違法性阻却説に関する争いは立ち入らない。

(9) 原判決の賠償額は、X₁社およびX₂センターに三三〇万円、X₃に一一〇万円であった。これに対し本判決では、X₁社に一一〇万円、X₂センターに五五万円、X₃に三二万円へと減額されている。

(10) 辻村昌昭「企業内・外の組合活動」『講座二一世紀の労働法 第八巻』（有斐閣、二〇〇〇年）一五一頁。名古屋功「労働組合による街宣活動の正当性」労働法律旬報一七七八号（二〇一二年）九一〇頁も、組合活動が集団の誇示・威迫などの実力行使をとまなわなない限り、使用者は対抗言論により対処すべきとして、組合活動の正当性を認める。西谷・前掲注（8）二六六頁も、取引先に対する言論が、一般大衆向けのそれと異なることを考える理由はないと指摘している。

(11) 真壁組（平成一〇年）事件・大阪高判平一〇・一〇・二三労働判例七五八号七六頁、連帯ユニ

オン関西地区生コン支部（トクヤマエムテックほか）事件・大阪地判平二三・九・二一労働判例一〇三九号五二頁、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（大谷生コン・本案）事件・大阪地判平二五・三・一三労働判例一〇七八号七三頁、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関西支部）事件・大阪地判平二五・一一・二七労働判例一〇八七号五頁。いずれも被告は本件Yと同じである。

(12) 西成合同労組事件・大阪高決平五・四・二八労働判例六三三三三〇五〇頁（取引先と面会の上取引拒絶を要求）、山勝真珠事件・大阪地決平五・七・一一労働経済判例速報一五二三号二三頁（顧客に文書配布）、宮崎紙業事件・大阪地判平八・一一・二四労働判例六九一四三頁（見本市においてピラを配布）、黒川乳業事件・東京地判平二四・一〇・一一第一法規法情報総合データベース文献番号二八二三〇三六六（取引先と面会の上取引拒絶を要求。なお黒川乳業事件は、懲戒処分相当性が否定された事案である）。全日建連帯関西地区生コン支部（星山生コン）事件・大阪高決平二七・五・一四労働法律旬報一八五二二六二頁（取引先現場において、組合の紹介・組合への加入を呼びかける旨の街宣を行なうとともに、現場の違法行為を指摘し改善を要求）。もつとも、言論内容の真実性が否定されたケース（大沢生コン事件・東京地判平七・三・三一労働経済判例速報一五五九号三頁）や、以前に業務妨害行為や経営者への面接強要を行ない、差止め仮処分・面接強制を受けたという経緯があるケース（真壁組（平成四

年）事件・大阪地決平四・一・一三労働判例六二三号七五頁）においては、例外的に組合活動の正当性が否定されている。

(13) 国労高崎地本事件・最二小判平一一・六・一一労働判例七六二二二一六頁。

(14) 声部信喜「憲法（第四版）」（有斐閣、二〇〇七年）二六一頁。

(15) 榎井常喜「組合活動の法理」（一粒社、一九八五年）一九九頁以下。

(16) 教育社労働組合事件・東京地判平二五・二・六労働判例一〇七三三〇六五頁。

(17) 野川忍「教育社労働組合事件」ジュリスト一四八一号（二〇一五年）九六頁（前掲注（16）事件批判）、野川忍・鎌田耕一「ディアログ労働判例この一年」日本労働研究雑誌六五二二号（二〇一四年）二九頁以下。

(18) 川口美貴「教育社労働組合事件」ジュリスト一四六六号（平成二五年度重要判例解説）二四五頁（前掲注（16）事件批判）。また、榊原嘉明「労働組合法における使用者概念の相対性に関する覚書」法学新報一一九巻五・六号（二〇一二年）四一〇頁（注59）は、ある企業に対して、その企業に組合員がいない労働組合が組合活動を行なうという場合を想定したうえで、かかる場合にもその企業の使用性を否定する必要はないとする。

(19) ただし、X₂センターについては、X₁社と異なり、取引先からの取引継続の躊躇が表明されているので、その分だけ正当性が認められる余地は少なくともあると思われる。

(20) 灰孝小野田レミコン事件・大阪地決平三・五・

九労働判例六〇八号八四頁、東京ふじせ企画事件・東京地判平六・六・六労働判例六六四号五四頁、全国金属機械労組港合同南労会支部事件・大阪地決平七・一・二六労働判例六七七号八五頁、全日本建設運輸連帯労働組合（タン生コン）事件・大阪地決平一五・一一・二労働経済判例速報一八六四号一一頁、東京・中部地域労働者組合（街宣活動）事件・東京地判平一六・一一・二九労働判例八八七号五二頁、同・東京高判平一七・六・二九労働判例九二七号六七頁、同・最三小決平一八・三・二八労働経済判例速報一九四三三〇〇頁、全日本建設運輸連帯労働組合（石原産業）事件・大阪地決平二〇・三・二八労働判例九五九号一六四頁（夕）、匿名会社事件・東京高判平二一・九・三〇第一法規法情報総合データベース文献番号二八二〇六四〇七、連合福岡事件・福岡地小倉支

判平二三・一一・八労働判例一〇三五号一六一頁（夕）、教育社労働組合事件・前掲注（16）、東京・中部地域労働者組合（第二次街宣活動）事件・東京地判平二五・五・二三労働判例一〇七七号一八頁、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（丙川産業ほか）事件・大阪地判平二五・一〇・三〇労働判例一〇八六号六七頁、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関西支部）事件・前掲注（11）。

(21) 全日本建設運輸連帯労働組合事件・大阪地決平三・一一・六労働経済判例速報一四五五号八頁（大声をあげることなく自宅から八〇m離れた公園に横断幕を持って滞留した事案、河内長野衛生事業所事件・最三小決平二四・一・三一第一法

規法情報総合データベース文獻番号二八二二四二五二、東日本ライフ輸送事件・仙台高判平二三・九・二八判例集未登載（いずれも、自宅近辺区域の駅、商店、病院を街宣車で周回しながら録音テープを流した事案。東日本ライフ輸送事件の内容については、横山慶一「街宣活動は正当な労働組合活動―東日本ライフ輸送事件」労働法律旬報一七七八号（二〇一二年）三二頁。

(22) 全日本建設運輸連帯労働組合事件・前掲注(21)。

(23) 全国金属機械労組港合同南労会支部事件・前掲注(20)、全日本建設運輸連帯労働組合(ダン生コン)事件・前掲注(20)。

(24) 東京・中部地域労働者組合(街宣活動)事件・前掲注(20)。

(25) 前掲注(21) (私生活領域での組合活動についても、社会通念上相当であれば正当な組合活動として違法性が阻却されると説示した高裁判決を肯定)。その他、 α 説示のみで β 説示のない判例として、連合福岡事件・前掲注(20)。

(26) 全日本建設運輸連帯労働組合(石原産業)事件・前掲注(20)、匿名会社事件・前掲注(20)、教育社労働組合事件・前掲注(16)、東京・中部地域労働者組合(第二次街宣活動)事件・前掲注(20)。

(27) 菅野・前掲注(8) 七一八頁、七三二頁、水町勇一郎『労働法(第五版)』(有斐閣、二〇一四年)四〇三頁、大内伸哉「労働組合の街宣活動は、どこまで許されるの?」労働基準六六巻一号(二〇一四年)二九頁。とくに菅野説は平成一六

年判決とはほぼ同時期に主張されており、判例実務に与えた影響が大きかったものと思われる(菅野は、前掲注(8) 七三二頁以下で「街宣活動」の見出しで組合活動に関する当該類型の判例を紹介している。この記述は第六版(平成一五年)では見られず、第七版補正版(平成一八年)に初めて登場する。さらに、第八版(平成二〇年)になると、組合活動の項目に「街宣活動」が初めて登場する)。

(28) 西谷・前掲注(8) 二六七頁、野川・前掲注

(17) 九七頁、名古屋・前掲注(10) 九頁、辻村・前掲注(10) 一四九―一五〇頁、一五三―一五四頁、大沼邦博「組合活動の正当性(2)―態様」『労働法の争点』(有斐閣、二〇一四年)一九八頁、開本英幸「東京・中部地域労働者組合(第二次街宣活動)事件」季刊労働法二四五号(二〇一四年)一八七頁(東京・中部地域労働者組合(第二次街宣活動)事件・前掲注(20) 批判)。

(29) 国鉄札幌運転区事件・最三小判昭五四・一〇・三〇民集三三卷六号六四七頁。

(30) 名古屋道功「コミュニティ・ユニオンと労働組合法理」日本労働法学会誌一一九号(二〇一二年)三三三頁。

(31) 河内長野衛生事業所事件・前掲注(21)。

(32) 使用者の自宅に押しかけて面会を申し入れる、使用者の住所・電話番号の入ったビラを配布する、使用者の眼前でのみシユプレヒコールを行なう、など。従来の裁判例で組合活動の正当性が否定されたのは、ほとんどがこうした態様のものであるから、「ねらい打ち」という基準を用いても実際

上の不都合は生じないであろう。

(33) 水林彪「憲法と経済秩序」の近代的原型とその変容」季刊・企業と法創造三五号(二〇一三年)一四四頁以下。

(34) 毛塚勝利「企業統治と労使関係システム―ステークホルダー民主主義論からの労使関係の再構築」石田眞・大塚直編『労働と環境』(日本評論社、二〇〇八年)六三頁。

(ふじき たかし)